

狭山市水道利用加入金について

平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が 8%に改定されました。これに伴い、水道利用加入金について、次のとおり変更となりましたので、お知らせいたします。

水道利用加入金 新旧比較表

(単位：円)

水道メーター口径	平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 26 年 4 月 1 日から	差額
13mm	105,000	108,000	3,000
20mm	231,000	237,600	6,600
25mm	378,000	388,800	10,800
30mm	567,000	583,200	16,200
40mm	1,071,000	1,101,600	30,600
50mm	1,921,500	1,976,400	54,900
75mm	5,019,000	5,162,400	143,400
100mm	9,240,000	9,504,000	264,000
150mm	16,275,000	16,740,000	465,000
200mm			

※水道利用加入金につきましては、「狭山市役所上下水道部水道施設課」での取り扱いとなります。

※水道利用加入金および給水装置工事申込みについてのご質問、不明点につきましては、下記までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

狭山市上下水道部水道施設課 給水担当
電話:04-2953-1111 内線 2317